

◎特定施設(振動関係)

振動規制法		京都府環境を守り育てる条例	
1 金属加工機械		1 金属加工機械	
イ 液圧プレス	○矯正プレス除く	ア 圧延機械	
ロ 機械プレス		ウ 液圧プレス	
ハ せん断機	○原動機定格出力の合計1Kw以上	オ せん断機	
ニ 鍛造機		カ ベンディングマシン	○ロール式で原動機定格出力の合計3.75Kw以上
ホ ワイヤーフォーミングマシン	○原動機定格出力の合計37.5Kw以上	2 粉砕機	
2 圧縮機	○原動機定格出力の合計7.5Kw以上	ア 土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい、分級機	
3 土石用又は鉱物用の破碎機、 摩砕機、ふるい、分級機	○原動機定格出力の合計7.5Kw以上	イ その他の用に供する粉砕機	
4 織機	○原動機を用いるものに限る	3 バッチャープラント	
5 コンクリートブロックマシン	○原動機定格出力の合計2.95Kw以上	4 冷凍機	○原動機定格出力の合計7.5Kw以上
コンクリート管製造機械	○原動機定格出力の合計10Kw以上	5 遠心分離機	○直径1.2m以上
コンクリート柱製造機械	○原動機定格出力の合計10Kw以上	6 ニューマチックハンマー	
6 木材加工機械		7 コルゲートマシン	
イ ドラムバーカー		8 原石切断機	○原動機定格出力の合計7.5Kw以上
ロ チッパー	○原動機定格出力の合計2.2Kw以上		
7 印刷機械	○原動機定格出力の合計2.2Kw以上		
8 ゴム練用又は 合成樹脂練用のロール機	○カレンダーロール機以外で原動機定格出力の合計30Kw以上		
9 合成樹脂用射出成形機			
10 鋳型造型機	○ジョルト式のものに限る		